

## 八戸市立地適正化計画(改定案)の概要について

### 1 立地適正化計画について

立地適正化計画は都市再生特別措置法に基づき、都市機能や居住の適正な立地を促進することで「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成を進め、望ましい人口密度や生活を支える様々なサービスが維持されたまちづくりを推進する計画で、当市では平成30年3月に策定。

### 2 改定の背景

近年、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災・減災対策を記載する「防災指針」の作成・位置づけが必須となった。

また、現計画策定後には、市内幹線軸バス路線の変更や、津波、洪水等のハザードマップが公表されており、これらを考慮した居住誘導区域の見直しを行うものである。

### 3 改定の方針

計画策定から5年が経過したことによる評価・見直しとあわせて防災指針を新たに記載する。

#### 〈主な見直し項目〉

|                    |   |
|--------------------|---|
| 防災指針 (P33～40)      | ・居住誘導区域にかかる災害リスクを検討し、防災・減災対策を記載                       |
| 居住誘導区域<br>(P22～29) | ・市内幹線軸バス路線の変更に伴う区域の変更<br>・現計画策定後に公表された災害リスクを考慮した区域の変更 |
| 評価指標 (P41～46)      | ・居住誘導区域や関連計画の見直しを踏まえ、一部を変更                            |

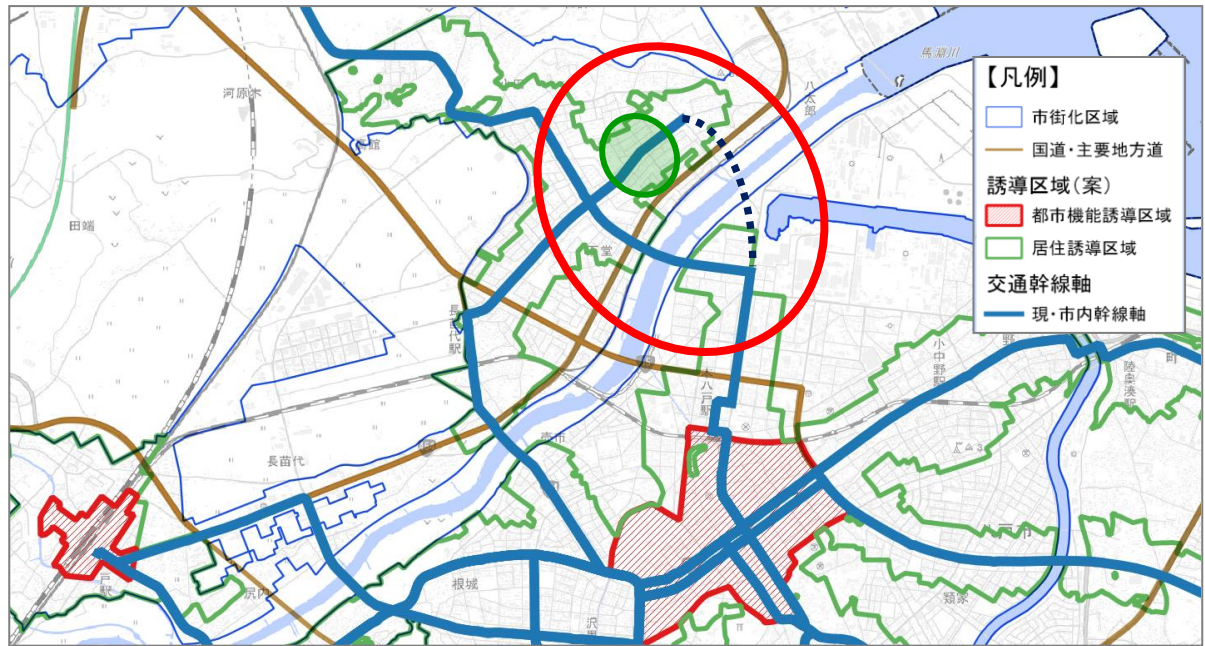
### 4 検討体制


庁内関係課で構成する庁内検討委員会及び、学識経験者、関係行政機関、市の住民から構成する都市計画審議会での意見等を踏まえて検討。

### 5 改定スケジュール

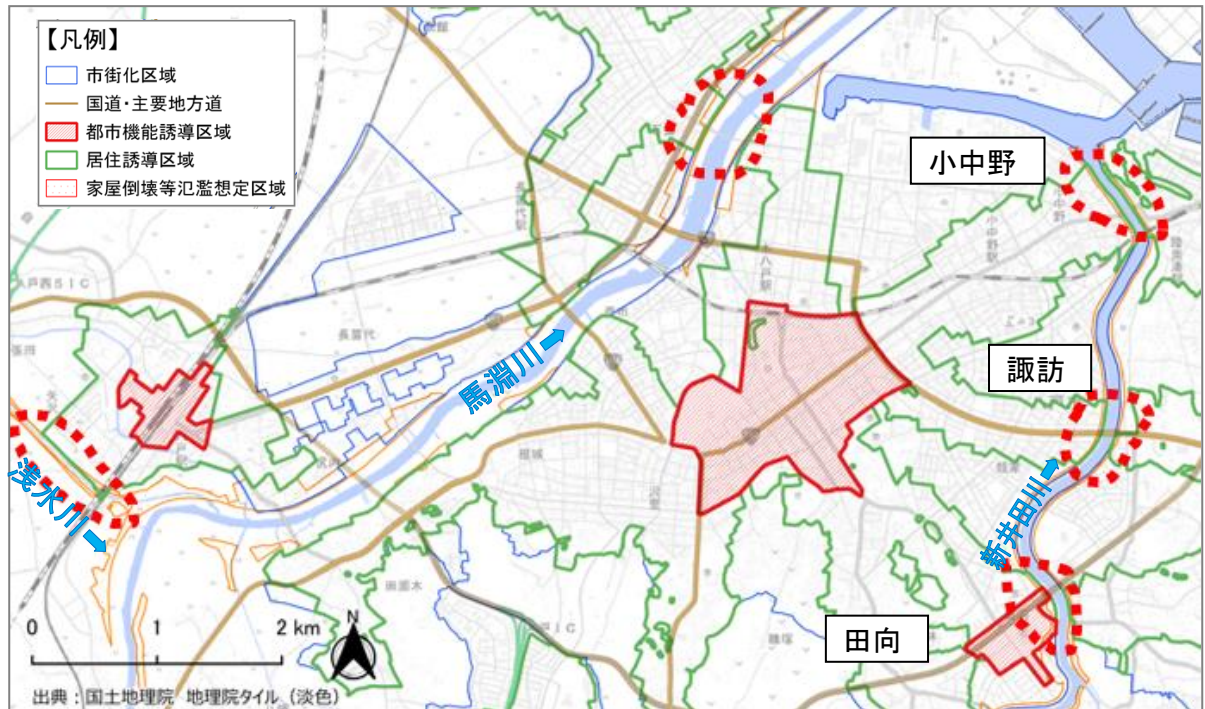
| 時期                  | 会議等       | 内容       |
|---------------------|-----------|----------|
| 令和5年11月29日          | 都市計画審議会   | 改定素案について |
| 令和6年1月10日<br>～ 2月8日 | パブリックコメント |          |
| 2月下旬                | 都市計画審議会   | 改定案について  |
| 3月下旬                | 計画の改定・公表  |          |


○市内幹線軸バス路線の変更に伴う区域の変更



新大橋架け替え ..... に伴い、八太郎幹線軸ルートが沼館大橋経由へ変更したことにより居住誘導区域の一部  を追加。

○家屋倒壊等氾濫想定区域を除外



馬淵川、浅水川、新井田川の洪水ハザードマップの公開に伴い、居住誘導区域の一部  を除外。

田向地区については、都市機能誘導区域についても一部除外。

○変更後面積

都市機能誘導区域 約 232ha → 約 228ha

居住誘導区域 約 2,583ha → 約 2,623ha